

議案第66号

令和3年度館山市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和3年度館山市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年11月30日提出

館 山 市 長 金 丸 謙 一

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
家族介護用品購入費	令和4年度	4,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 支 出 額 (見込み)	前 年 度 支 出 期 間	当 該 年 度 支 出 期 間	以 前 年 度 支 出 期 間	降 以 降 額 定 金 額	左 の 財 源 内 訳		
							特 種 財 源	財 源	財 源
							国県支出金	地方債	その他
家族介護用品購入費	4,000			令和4年度		4,000	2,310		1,690